

火災警報の発令について

火災警報は、消防法第22条に基づき気象の状況が火災警報発令基準に該当し、かつ火災の予防または警戒上特に危険であると認められる場合に発令されます。

火災警報発令基準(筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則第3条)

- ① 実効湿度60%以下及び最低湿度40%以下で
平均風速7m以上またはこれを超える見込みのとき
- ② 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

火災警報が発令されると、火災予防条例に基づいて下記のとおり火の使用が制限されます。(筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例第29条)

- 山林、原野等において火入れをしないこと。
 - 煙火を消費しないこと。
 - 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
 - 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
 - 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
 - 残火(たばこの吸殻を含む。)取灰又は火粉を始末すること。
- ※火災警報発令中に、火の使用の制限に違反した場合、消防法第44条の規定により30万円以下の罰金又は拘留に処されることがあります。



火災警報発令時は、市民メールや公式SNS、防災行政無線等により広報・伝達します。

火災警報解除時は市民メールや公式SNSによる伝達のみとなり、防災行政無線は使用しません。公式SNSによる伝達は、平日のみとなります。市民メールや公式SNS等の登録は各市ホームページをご参照願います。

市民メール各市QRコード



結城市



筑西市



桜川市

公式LINE各市QRコード



結城市



筑西市



桜川市

お問い合わせ先

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
管理統制課 電話 0296-20-0119